概要版

阿久比町

障　害　者　計　画
第５期障害福祉計画
第１期障害児福祉計画

平成30年３月

阿久比町

1 計画の策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

阿久比町（以下「本町」という。）では、「共に生き、共に支え合う、安心で住みよい　あぐい」の基本理念のもと、「自立と社会参加の支援」、「地域生活支援の基盤づくり」、「保健、保育、教育、医療の充実」、「安全・安心なまちづくり」の実現を基本指針として事業の推進を図り、障がい福祉施策の充実に努めてきました。

国においては、平成28年４月に障がいを理由とする差別解消の推進に関する「障害者差別解消法」の施行、同年６月の「児童福祉法」改正、平成30年４月には障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者総合支援法」の一部改正が施行され、障がい者の地域生活を支援するための新たなサービスの創設や、障がい児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充のほか、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

そこで本町は、こうした障がいのある人をめぐる動向や法制度の変革の動きに的確に対応していくとともに、国の「障害者基本計画」及び県の「障害者計画」との整合性を図りながら、新たな「阿久比町障害者計画・第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、阿久比町のまちづくりの総合的指針である「阿久比町総合計画」を上位計画として、国や県及び本町における関連計画との整合性を図りつつ策定したものです。

計画の期間

本計画の期間は、障害者基本法に基づく「障害者計画」を平成30年度から平成35年度までの６年間、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を平成30年度から平成32年度までの３年間とします。

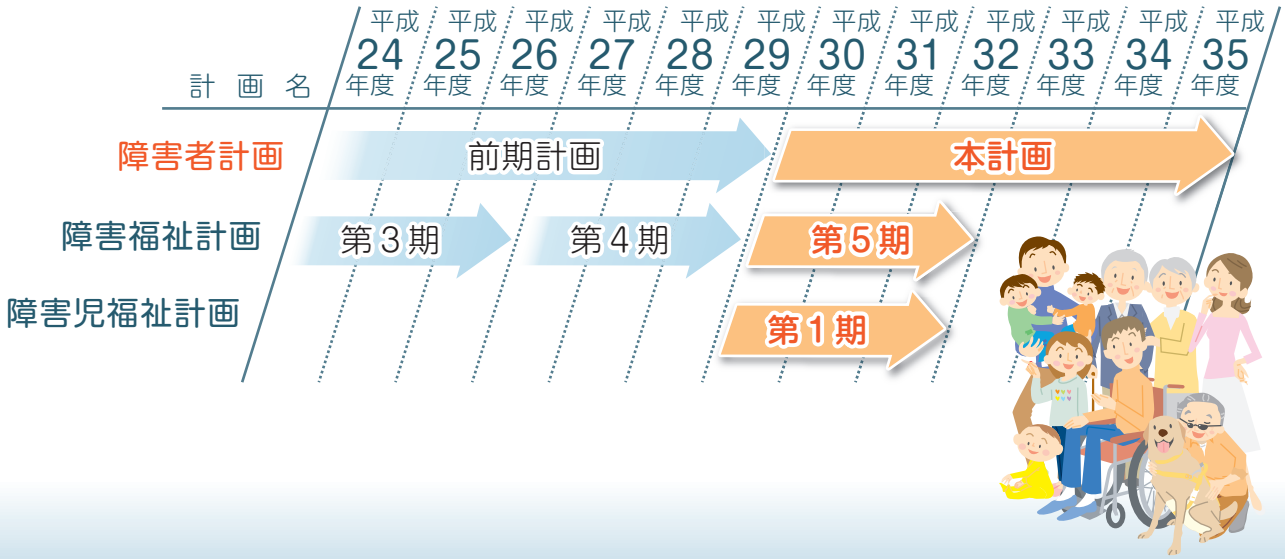

2 計画の推進に向けて

庁内連携体制の強化

障がいのある人たちやその家族が抱える問題は多岐に渡るため、福祉、保健、教育、就労等、関係する課との連携強化を図ります。

自立支援協議会の活用

「阿久比町障がい者自立支援協議会」は、地域の障害福祉に携わる行政機関、事業所、当事者団体等の関係者で構成され、障がいのある人たちの自立支援や困難事例への対応等について協議しています。

今後、この協議会の全体会、専門部会を活用し、地域における問題・課題について協議・検討及び情報の共有をしていきます。

計画の進捗状況の点検・評価体制

本計画については、「ＰＤＣＡサイクル」のプロセスを実施し、成果目標の達成状況等について、毎年度点検・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じていきます。

また、点検・評価及び改善にあたっては、県、近隣市町等との連携を図るとともに、障がい者自立支援協議会等を活用することにより、関係者の意見を聴く中で検討を行っていきます。

3 計画の基本的な考え方

計画の基本理念

かけがえのない個人として、障がいを理由として差別されることなく、希望する地域に居住して、社会・経済・文化活動などに参加し、障がいのない人とお互いの個性と人格を尊重し合い、ともに社会的障壁を乗り越え、地域社会で共生することを目指して効果的に事業を実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ります。

また、障がいのある人が、その有する能力及び適性に応じて自立した日常生活を送ることができる社会を目指します。

本町のこれまでの基本理念を継承し、これからの障がい福祉施策を推進するため、

共に生き、共に支え合う、安心で住みよい　あぐい

を基本理念とします。

4 計画の基本方針

基本方針１　自立と社会参加の支援

活動の場・就労の場を確保することは重要であり、社会的自立に向けた支援施策の充実が必要です。そのため、関係機関との連携を図りながら、一般雇用はもとより、福祉的就労も含め、障がいのある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。

基本施策	取組内容・事業名
1 心のバリアフリーの推進	❶町広報誌及び啓発用パンフレット等の活用 ❷「社会福祉大会」等の参加・協力 ❸「障害者週間」の周知 ❹福祉に関する教育の推進
2 ボランティア活動等の推進	❶ボランティアの育成等 ❷ボランティア活動への支援 ❸障がい者団体への支援
3 雇用、就労の促進	❶就労移行支援事業 ❷職親委託事業 ❸就労定着支援事業
4 スポーツ、文化、芸術活動の促進	❶スポーツ・レクリエーション活動の支援 ❷文化活動参加への支援

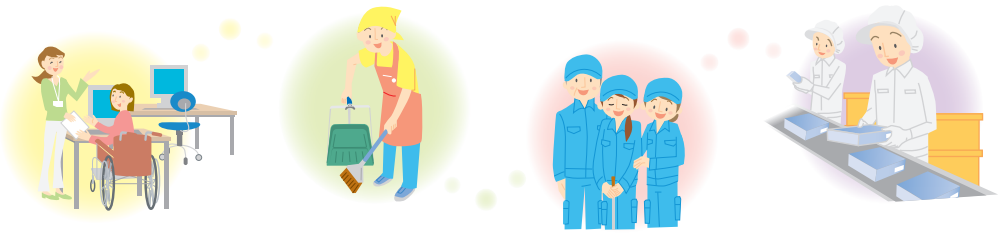

基本方針２　地域生活支援の基盤づくり

サービスの多様化に対応するためにも、障がいのある人の生活の利便性を図り、さらにその家族を含めた相談支援の確保とケアマネジメント体制の確立が必要です。そのため、サービスの質の向上や提供体制の整備に努め、障害福祉サービス等の充実に向けた支援を推進します。

また、コミュニケーションの支援や日常生活用具の給付等、地域生活支援事業を推進し、積極的に情報提供を図ります。

基本施策	取組内容・事業名
1 相談支援体制の充実	❶相談支援事業 ❷身体障害者相談員及び知的障害者相談員 ❸人権・権利擁護の推進
2 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）の充実	❶自立支援給付（介護給付） ❷自立支援給付（訓練等給付）
3 地域生活支援事業等の充実	❶地域生活支援事業 ❷経済的負担の軽減

基本方針３　保健・保育・教育・医療の充実

障がいのある子どもが、安心して地域の中で生活できるよう支援し、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備も必要です。障がいのある子どもやその家族に対する相談・支援体制の充実を図り、個々の状況に応じた保育・教育環境づくりに努め、関係機関が連携しニーズに対応した支援を推進します。

また、障がいの発生を予防するための保健事業や、障がいの早期発見・早期治療のための各種健康診断等を実施し、妊娠期から高齢期に至るライフステージにおいて、個々のニーズに対応できるよう一貫した支援体制の整備を図ります。

基 本 施 策	取組内容・事業名
1 保健、医療サービスの充実	❶ 母子保健事業（乳幼児期） ❷ 学齢期保健事業 ❸ 成人、高齢者保健事業 ❹ 医療費支給事業
2 保育体制の充実	❶ 母子通園事業「ほし組」 ❷ 未就園児と母親（保護者）に対する教室 ❸ 特別支援（インクルーシブ）保育と交流保育
3 教育と放課後施策等の推進	❶ 特別支援教育 ❷ 特別支援教育指導員 ❸ 幼保小中一貫教育プロジェクト ❹ 日中一時支援事業（Ｂ型） ❺ 放課後児童健全育成事業（げんきッズ） ❻ 障害児通所支援事業

基本方針４　安全・安心なまちづくり

障がいのある人はもとより、誰もが安全・安心で快適な生活が送れるよう、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。障がいの特性に配慮し、ユニバーサルデザインの視点から住環境の整備・改善に努め、障がいのある人が安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・防犯体制の充実を図ります。

基本施策	取組内容・事業名
1 福祉のまちづくりの推進	❶ 第５次阿久比町総合計画「住みつづけたい快適なまち」
2 防災、防犯対策の推進	❶ 防災体制 ❷ 防犯体制

5 平成32年度の成果目標

福祉施設の入所者の地域生活への移行

本人の希望のもと、入所施設での集団的な生活から、自己決定と自己選択ができる、地域生活への移行を推進します。平成30年度から32年度までの3か年に、入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を目標値として設定します。

項　　目	数　値	考え方
【目標値❶】 地域生活移行者数	1人	平成28年度末時点の入所者数(16人)のうち、地域生活へ移行する人の目標数
平成32年度末時点の入所者数	16人	平成32年度末時点の見込入所者数
【目標値❷】 施設入所者の削減数	0人	差引減少見込数(平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本)

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う体制を構築できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けることとしています。

なお、精神病床における１年以上長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)については、５人(65歳以上利用者２人、65歳未満３人)となる見込みです。

項　　目	目　標	考え方
【目標値❶】 保健、医療、福祉関係者による協議の場	設　置	本町の実情に応じ、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
【目標値❷】　地域移行に伴う基盤整備量		
65歳以上利用者数	2人	国が提示する推計式を用いて算出
65歳未満利用者数	3人	国が提示する推計式を用いて算出

地域生活支援拠点等の整備

親元からの自立等に関する相談、グループホーム等の体験、短期入所の緊急時の利用等に対応するため、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進していきます。

項　　目	目　標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所 (面的)	本町の実情に応じ、地域生活支援拠点等を1か所(面的)整備

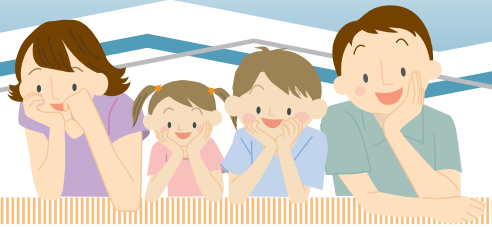

福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業を通じて一般就労への移行を推進していきます。

項　　目	数　値	考え方
【目標値❶】 平成32年度中の一般就労移行者数	5人	平成28年度の一般就労移行者数（３人）に対し1.5倍以上増加
【目標値❷】 平成32年度末時点の就労移行支援事業利用者数	3人	平成28年度の就労移行支援事業利用者数（２人）に対し2割以上増加
【目標値❸】 平成32年度末時点の就労移行率が３割以上の事業所割合	10割	平成32年度末における就労移行率3割以上の事業所数の割合を５割以上
【目標値❹】 支援開始1年後の職場定着率	10割	就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を８割以上

障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針では、障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置することとしています。

また、医療的ケア児の増加に伴い、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することとしています。

項　　目	目　標	考え方
【目標値❶】 平成32年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所	平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置
【目標値❷】 平成32年度末時点の保育所等訪問支援事業所の設置数	1か所	平成32年度末までに、保育所等訪問支援事業所を1か所以上設置
【目標値❸】 平成32年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1か所	平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上設置
【目標値❸】 平成32年度末時点の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置
【目標値❹】 平成30年度末時点の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	設　置	平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

6 障害福祉サービス一覧

訪問系	日中活動系	居住系	相談支援	障害児支援
●居宅介護 ●重度訪問介護 ●行動援護 ●同行援護 ●重度障害者等包括支援	●生活介護 ●自立訓練 （機能訓練・生活訓練） ●就労移行支援 ●就労継続支援 （A型・B型） ●就労定着支援 ●療養介護 ●短期入所 （福祉型・医療型）	●自立生活援助 ●共同生活援助 （グループホーム） ●施設入所支援	●計画相談支援 ●地域移行支援 ●地域定着支援	●児童発達支援 ●医療型児童発達支援 ●放課後等デイサービス ●保育所等訪問支援 ●居宅訪問型児童発達支援 ●障害児相談支援

7 地域生活支援事業一覧

必須事業

●理解促進研修・啓発事業
●自発的活動支援事業
●相談支援事業
①障害者相談支援事業
②基幹相談支援センター
③基幹相談支援センター等機能強化事業
④住宅入居等支援事業
●成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業
●意思疎通支援事業
①手話通訳者派遣事業
②要約筆記者派遣事業
③手話通訳者設置事業
●日常生活用具給付等事業
①介護訓練支援用具
②自立生活支援用具
③在宅療養等支援用具
④情報・意思疎通支援用具
⑤排泄管理支援用具
⑥居宅生活動作補助用具
●手話奉仕員養成研修事業
●移動支援事業
●地域活動支援センター事業

任意事業

●日中一時支援事業
●訪問入浴サービス事業
●知的障害者職親委託事業
●自動車運転免許取得費、改造費助成事業
●障害者配食サービス事業
●障害者（児）タクシー料金助成事業

【概要版】

阿久比町　障害者計画
第５期障害福祉計画　第１期障害児福祉計画

発行日:　平成30年3月
発　行:　阿久比町　民生部住民福祉課
住　所:　〒470−2292　愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
ＴＥＬ:　(0569)48−1111(代表)　　ＦＡＸ:　(0569)48−0229

賞

＜表紙の絵＞
あいち アール・ブリュット
第10回ふれあいアート展
愛知県自閉症協会理事長賞

「機関車の仲間たち」

ないとう　かんた
内藤寛太さん